

令和6年本宮市教育委員会11月定例会会議録

1 日 時 令和6年11月20日(水) 午後3時00分～午後3時53分

2 場 所 本宮市役所 3階 第1・2常任委員会室

3 出席委員 教 育 長 大 内 順 一
教育長職務代理者(1番) 谷 明 子
委 員(2番) 渡 辺 俊 之
委 員(3番) 古 宮 博 文
委 員(4番) 遠 藤 傳 一 郎

4 出席職員 教育部長 川名 美和子
生涯学習部長 国分 孝寿
次長兼文化スポーツ振興課長 根本 享史
上席参事兼たかぎ保育所長 渡辺 美紀
次長兼幼保学校課長 石橋 淳
参事兼管理主事兼指導主事 斎藤 一範
参事兼国際交流課長 鈴木 哲史
しらさわ夢図書館長 柳沼 志津子
教育総務課長 遠藤 智顕
(書記)教育総務課総務係長 野内 千恵

5 傍聴人 なし

6 案 件

- 議案第49号 国家賠償法による損害賠償訴訟の和解について
議案第50号 本宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例制定について
議案第51号 本宮市保育所管理運営規則の一部を改正する規則の制定につい
て
議案第52号 本宮市公立学校等における独立行政法人日本スポーツ振興セン
ター共済掛金に関する規則制定について
議案第53号 令和6年度教育委員会所管の本宮市一般会計補正予算(第5号)
について
議案第54号 本宮市指定文化財指定について
議案第55号 本宮市指定文化財指定解除について

報告第55号	小学校教師用指導書等の購入契約について（追認）
報告第56号	令和6年度本宮市「夢の教室」の日程について
報告第57号	令和6年度本宮市「スキー教室」の日程について
報告第58号	第36回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会の結果について

7 審議経過

【午後3時00分開会】

◇教育長 ただいまから、教育委員会11月定例会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

◇教育長 今回の会議録署名委員は、3番委員と4番委員をお願いいたします。どうぞよろしくお願いたします。

◎議案第49号 国家賠償法による損害賠償訴訟の和解について

◇教育長 議案第49号 国家賠償法による損害賠償訴訟の和解について、説明をお願いいたします。

◇書記 [議案第49号を朗読]

◇教育総務課長 それでは、議案第49号の内容につきまして、説明させていただきます。

議案は議案第49号をご覧ください。

内容につきましては、国家賠償法による損害賠償訴訟の和解についてとなります。こちらにつきましては、令和2年9月に、元市内学校勤務教員から損害賠償請求の提訴があり、約2年間の裁判所での審理を経まして、今回、和解の見通しとなったことから、和解することについて議会の議決を得るため上程するものとなります。

今までの経過につきましては、議案第49号の資料をご覧くださいと思います。

経過としましては、令和4年9月に、学校勤務時のハラスメントや長時間勤務による療休での減額給与やその医療費、そして早期退職になった際の給与などについて、国家賠償法による損害賠償訴訟は市と県にあったもので、それ以降、市では市の顧問弁護士と慎重に対応を進めてまいった次第であります。1度、今年2月に、裁判所から金銭支払いのない形での和解案の打診はありましたが、相手方の合意が得られず和解には至らなかった経過がございます。その後、数度の審理を経まして、改めて9月に、市が50万円を解決金として支払い、相手方は提訴内容を全て放棄する和解案の打診が裁判所からありました。そのため、市顧問弁護士との協議と助言を受けまして、長引く紛争の早期解決、訴訟の原因とされている教員の精神的負担の解消を勘案しまして、解決金としての和解も検討する旨、9月の際、陳述を行い、その後、11月8日の審理において、正式に裁判所から和解案が提示されまして、相手方も裁判所へ和解案受託の意向を示したことから、12月17日に和解の見通しがついたものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

◇教育長 それでは、議案第49号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第49号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第49号は承認することに決めます。

◇

◎議案第50号 本宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

◇教育長 次に、議案第50号 本宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、説明をお願いします。

◇書記 〔議案第50号を朗読〕

◇教育部次長 それでは、議案の2ページ、3ページ部分を参照していただきたいと思います。

本議案につきましては、国の基準であります家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

現行条例において定めた家庭的保育事業等の保育士、保育従事者の配置基準につきましては、保育士1人当たり満3歳児以上満4歳児未満の児童については20人から15人で、4歳以上の児童につきましては30人から25人へ、保育士1人当たりが保育をする配置基準を改正するというものでございます。

なお、この条例につきましては交付の日から施行しますが、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすことがないように、当分の間、国の基準同様に改定前の効力を有するというので、経過措置を附則で設けさせていただいて改正を行うものでございます。

保育の提供に支障を及ぼすということにつきましては、国の法律が、保育士1人当たりの基準が改正されたことに伴いまして、1人の保育士が見る児童数が減ることによりまして、保育士が新たに必要になってきます。その保育士の確保が困難ということで、それが支障を及ぼすことの内容ということで、当分の間は現行のまま、経過措置を設けた中で保育を提供していくということでございます。

国の改正に伴いまして、1年間のうち今年度中に改正をすることが望ましいとなっておりますので、今回改正をさせていただき、保育の提供については従前の基準のまま提供する形を取ってございます。

経過措置の期間は、国によってまた新たに、多分2年とか3年間の猶予を持って、経過措置廃止の通知があると思いますので、そうなればそれに向けて、必要な保育士確保というのが必要になってくるのかと考えております。

なお、本議案につきましては、12月の市議会定例会に上程をさせていただきたいと思っております。

また、この今回の家庭的保育事業というものについては、本宮市には事業所は存在してございません。事業所内保育所や19人以下の小規模保育所が対象になりますので、特段該当施設はございません。

説明は以上です。

◇教育長 それでは、議案第50号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第50号を承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

◇教育長 異議ありませんので、議案第50号は承認することに決めます。

◇
◎議案第51号 本宮市保育所管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

◇教育長 次に、議案第51号 本宮市保育所管理運営規則の一部を改正する規則の制定について、説明をお願いします。

◇書記 [議案第51号を朗読]

◇教育部次長 それでは、議案第51号、2ページをご覧いただきたいと思います。

この議案につきましては、前議案第50号と改正趣旨は同様であります。国の基準改正に伴う規則の一部改正となっております。

こちら規則についての経過措置を附則で設けております。

こちら該当する施設につきましては、市内の公立保育所ということで適用されるものでございます。

こちらについては、条例は県の条例で定められておりますので、市では規則で定めるという形で、先ほどの50号については条例、今回のこの51号につきましては規則という形で定めるものでございます。

説明は以上です。

◇教育長 それでは、議案第51号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第51号を承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

◇教育長 異議ありませんので、議案第51号は承認することに決めます。

◇
◎議案第52号 本宮市公立学校等における独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則の制定について

◇教育長 次に、議案第52号 本宮市公立学校等における独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則の制定について、説明をお願いします。

◇書記 [議案第52号を朗読]

◇教育部次長 それでは、議案第52号についてご説明を申し上げます。

議案2ページをお開きいただきたいと思います。

本議案につきましては、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づきまして、小・中学校、幼稚園及び保育所に在籍する児童・生徒の保護者から、共済掛金として教育委員会が徴収しており

ます。このたび、日本スポーツ振興センターより共済掛金の保護者負担額については、自治体が規則または要綱等で定める旨の通知があったため、規則の制定を行うものでございます。

2ページの第3条につきまして、小学校から保育所、幼児までの年額につきまして規定をさせていただいております。こういう形で規則のほうを制定したいということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

説明は以上です。

◇教育長 それでは、議案第52号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第52号を承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

◇教育長 異議ありませんので、議案第52号は承認することにいたします。



◎議案第53号 令和6年度教育委員会所管の本宮市一般会計補正予算（第5号）について

◇教育長 次に、議案第53号 令和6年度教育委員会所管の本宮市一般会計補正予算（第5号）について、説明をお願いします。

◇書記 [議案第53号を朗読]

◇教育総務課長 それでは、議案第53号 令和6年度教育委員会所管の本宮市一般会計補正予算（第5号）について、説明させていただきます。

内容につきましては、資料の議案53号、資料の補正予算要求書をご覧くださいと思ひます。

なお、説明につきましては、教育総務課より順番にご説明させていただきます。

それでは、資料の11ページ、12ページをお開きください。

保育所維持管理事業の工事請負費につきましては、白沢保育所保育室3部屋の空調機器につきまして、経年経過による性能の低下が見られ、修繕もできないことから、来年の夏には対応できないと判断しまして、更新を図るため必要な予算699万2千円を要求する内容となります。設置工事につきましては、約3か月ほどの工期が見込まれまして、暑さが始まる来年の5月時期に間に合わせるためには、次年度予算ではなくて今回の補正予算を確保し発注しないと間に合わないため、今回の補正予算により要求するものでございます。

続きまして、資料の13、14ページをお開き願ひます。

教育総務管理事務の委託料及び解決金につきましては、先ほど議案第49号でご説明させていただいておりますが、令和4年9月に、元市内学校勤務教員から国家賠償法による損害賠償訴訟があったことについて、約2年間の裁判所での審議を経まして、今回和解の見通しとなったことから、必要な予算、弁護士委託料164万1千円、和解の解決金50万円を要求するものであります。

補正予算要求書資料の15、16ページをご覧ください。

中学校施設維持管理事業、修繕料につきましては、現在までの各種修繕状況や今後見込まれる突発的な修繕、簡易な修繕に対応するための経費140万円を追加するものでございます。

以上、教育総務課が所管いたします補正予算の説明とさせていただきます。

◇教育部次長 それでは、幼保学校課が所管いたします補正予算につきまして、説明を申し上げます。

要求書は18ページをご覧いただきたいと思います。

こちら3款2項3目保育所費であります。こちらは、報酬をはじめとします会計年度任用職員の人件費の組替えの補正予算であります。保育所費におきまして予算が不足するために、21ページの障がい児保育事業から保育所費の人件費の組替えを行うものでございます。保育所費に報酬額で2,500万円ほど持っていくという形で組替えをお願いするものでございます。

続きまして、18ページにお戻りいただきたいと思います。

18ページの中段より少し下ですが、保育所事業12節の広域保育委託料であります。広域保育委託料については、本宮市の児童が他の自治体の民間保育所に入所している場合に、本宮市が入所保育施設へ委託料として、国の公定価格に基づきましてお支払いする経費を補正予算でお願いをしているものでございます。

続きまして、同じく委託料の一番下から2番目です。

保育士派遣業務委託料につきましてでございます。こちらにつきましても、幼稚園の預かり保育に係る派遣保育士を委託するために、幼稚園費に予算措置をしておりますので、保育所費から幼稚園費に220万円ほどを組替えをするということで、保育所費から幼稚園費に派遣保育士委託料を組替えする補正予算となっております。

続きまして、23ページをご覧いただきたいと思います。

こちらは、民間認可保育所・保育園運営支援事業でございます。18節延長保育促進事業費補助金90万円をお願いするものでございます。こちらにつきましても、私立の保育所で、本宮市内の私立の保育所3園におきまして延長保育を実施しているものですが、このたび、国の子ども子育て支援事業に係る延長保育事業補助金の基準額が改定されたことに伴いまして、補正予算をお願いするものでございます。

当初、1施設30万円で見込んでいました補助金が倍の60万円になることから、それぞれ30万円の増ということで90万円をお願いするものでございます。

続きまして、その下にあります同ページ、19節扶助費、子ども子育て給付金になります。

こちらは、地域型保育給付費になりますが、本宮市の児童が私立の事業所内保育所や小規模保育施設に入所している場合に、本宮市が入所施設に対しまして、扶助費として国の法定価格に基づき支払う経費を、補正予算としてお願いをしているものでございます。

続きまして、25ページをお開き願いたいと思います。

こちらは、市内公立幼稚園への保育ICTシステム導入費用ということで、116万8,000円をお願いするものでございます。今年8月から、公立の保育所全施設におきまして、ICTシステムコドモンを導入しまして、保護者の利便性の向上、保育士の負担軽減を図っております。保護者及び保育士の皆さんからは好評の声をいただいておりますが、幼稚園の保護者や先生方からもシステムの導入の要望が寄せられているところでございます。市内5か所の公立の幼稚園に導入する場合については、来年度、令和7年4月からの運用スタートが望ましいことから、今回の12月補正予算でお願いしまして、今年度中にタブレットの端末の調達や、保護者のアプリ登録など準備を進めて、4月から運用を開始したいと考えておりますので、補正予算を要求するものでございます。

以上で、幼保学校課が所管します補正予算についてご説明いたします。

◇生涯学習部次長 それでは、生涯学習部が所管いたします補正予算の内容について説明いたします。

説明の前に、白沢公民館長が体調不良により休暇を取っておりますので、白沢公民館所管の補正

予算の内容についても併せて説明をさせていただきますのでご了承願います。

それでは、まず初めに、28ページをお開きいただきたいと思います。

6項1目のスポーツ振興費、スポーツ行事開催事業についてであります。補正の概要につきましては、本宮市出身の佐原奈生子選手が所属する北国ハニービー石川が加盟いたしますハンドボールリーグのリーグHの公式戦を本市に誘致し、日本のトップリーグで活躍している姿を身近に感じることで、競技人口の増加、競技力の向上に資するもので、来場者へ本市のPRも兼ねて行いたいと考えております。

タブレットの資料、31ページをお開きください。

リーグH公式戦誘致については、令和7年1月18日土曜日に、総合体育館で開催するものであります。対戦相手等は資料記載のとおりであります。こちらにつきましては、11月27日18時に、チームHの理事会で公表される見込みでありますので、ご了承いただきたいと思います。

補正の内容につきましては、29ページにお戻りいただきたいと思います。

リーグH公式戦の誘致に関する費用であります。7節報償費におきまして、ハーフタイム演出として、市内ダンスサークルなどに対する協力謝礼に要する経費6万6千円を、10節需用費（消耗品）では、看板製作費、花束代、お土産代などの経費4万7千2百円、10節需用費、食糧費については、市と北国ハニービー選手との交流会開催に要する経費3万3千2百円、11節役務費におきましては、新聞広告代6万6千4百円などを要求させていただきました。また、12節委託料においては、会場の交通警備委託料、会場の清掃委託料、音響機器設置委託料などを補正増とするものであります。13節使用料及び賃借料においては、本宮駅からのシャトルバスの運行に係る経費9万4千円を、18節負担金・補助金及び交付金は、県ハンドボール協会への負担金として、選手の移動、宿泊に係る経費として3万3千5百円を要求させていただきました。

続いて、資料33ページをお開きいただきたいと思います。

こちら中央公民館の維持管理事業についてであります。サンライズもとみやの施設整備のためとして寄附がありましたので、それを財源としまして、ベルト付のポールパーテーションを購入する経費3万2千円を補正増とするものであります。

続きまして、資料34ページ、市民プールの管理運営事業についてであります。

補正の概要は、プールの水のろ過処理能力の低下により逆洗を通常の4倍で実施したところ、上下水道料金の不足が生じたことから、今後不足すると思われる経費を補正増とするものであります。また、空調用の電動式三方弁並びに温水ボイラーの不調のため、更新工事に要する経費を補正増とするものであります。

資料35ページをお開きください。

補正の内容につきましては、10節需用費の光熱水費8万3千円を補正増とするものであります。また、13節使用料及び賃借料3万3千円を補正増とするものであります。14節工事請負費におきましては、空調用電動式三方弁更新工事及び温水ボイラーの部品交換に要する経費を補正増とするものであります。

続きまして、資料36ページから37ページをご覧ください。

白沢公民館の維持管理事業についてであります。補正の概要につきましては、大ホールの照明が暗いとのことから、利用者から明るくしてほしいとの要望を受けまして、照明を増設するための経費を補正増とするものであります。

続きまして、資料38ページから42ページにかけてご覧ください。

白沢体育館の維持管理事業についてであります。

まず、資料40ページをお開きいただきたいと思います。

補正の概要につきましては、白沢体育館屋根の雨漏りがあり調査したところ、屋根の棟金物の劣化などが原因で、腐食して雨漏りがしていることが分かりました。修理の方法として2つの提案を受けました。1つは板金塗装工事を行うもので、もう一つはカバー工法を行うものであります。それぞれメリット・デメリットがありまして、カバー工法は初期投資が高額となりますが、板金塗装より長期の耐用年数が期待でき、断熱効果も期待できるカバー工法により屋根の改修を行いたいと考えております。

次に、資料41ページの図面をご覧くださいと思います。空調設置工事につきましては、市の指定避難所となっている白沢体育館の避難所機能の向上を図るため、白沢体育館の1階については役員室、そして、救護室及び2階は軽運動場に空調設備の整備を行うものであります。

屋根改修工事及び空調設備の設置工事を行うに当たり、詳細設計が必要となりましたので、今回設計に要する費用を補正増とするものであります。

続きまして、資料43ページをご覧くださいと思います。

資料館の管理運営事業についてであります。補正の概要は、歴史民俗資料館の分館、プレハブ棟、駐輪場解体に要する経費を補正増とするものであります。

補正の内容は、44ページをご覧くださいと思いますが、14節工事請負費で、解体工事に要する経費を計上したものであります。

資料45ページに参りまして、解体後の跡地利用については、駐車場にして、普通車12台、軽自動車4台、バリアフリー駐車場1台分を確保してまいりたいと考えております。

以上、文化スポーツ振興課が所管いたします補正の内容説明とさせていただきます。

◇生涯学習部長 ただいま説明させていただきましたハニービーの誘致、また、白沢体育館の改修等につきましては、さきの総合教育会議で市長よりの挨拶の中での、先行説明になってしまいました。昨日、再査定が終了したばかりということで、順番が逆になってしまったことを大変申し訳なく思っております。今ほど次長が説明したような内容で進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

◇教育長 それでは、議案第53号に対する質疑を行います。

◇4番委員 歴史民俗資料館の駐車場に整備されるわけでしょうけれども、本体はまだ手つかずの状況で残るということでよろしいですか。

◇生涯学習部長 本体は、ただいま耐震診断等の調査を、現在行っておりますので、そちらは、耐震診断等の調査結果をもって、これから検討してまいりたい。そのほかのプレハブ棟につきましては、既に引っ越しも完了していることから、使用目的が終了しているということで早急に取り壊し、そして、不足している駐車場を整備してまいりたいということで、今回、先行して行っているということであります。

◇4番委員 不足している駐車場というのは、サンライズ利用者や、あの辺の施設の利用者のことですね。歴史民俗資料館の駐車場ではないわけですか。これで全体の駐車場として利用するということなのですか。

◇生涯学習部長 当然、歴史民俗資料館の敷地内にありますので、その利用者の方優先ではあります。が、広い意味で、またオープンなど、今後の使用については検討中ではありますが、駐車場について

は開放してまいりたいと考えております。

◇2番委員 まずエアコンです、体育館のエアコンは設置していただけるということで、想像以上というか、軽運動場までつけていただけるということだったので、利用の幅が広がるなと思います。本当に事務局の方々にはお礼を申し上げたいと思います。

あと、ハンドボールですね。本当に素晴らしいことだと思うのですが、何か聞いた話では、一中のハンドボール部がなくなってしまったと聞いたのですが、市内のハンドボール人口は、どのようになっているか分かりますか。

◇生涯学習部長 中学校については、活動しています。総合体育館も利用して、外部指導、コーチが入って行っている姿は見ていますので、活動しています。

また、スポ小、小学生ですね、スポーツ少年団も定期的に練習していますので、活動はしています。本宮高校はなくなっていますね。

◇4番委員 白沢体育館の軽運動場のエアコンを換えるということになると、利用者でダンスの団体とか、いろいろ民間で利用しているわけなのだけでも、利用料金の見直しも出てきますか。

◇生涯学習部長 先進的に空調設備が入っている施設を見ますと、料金は別に設定されているところが多いようですので、その辺は今後検討していくようになるかと思います。

◇教育長 それでは、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第53号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第53号は承認することに決めます。



◎議案第54号 本宮市指定文化財の指定について

◇教育長 次に、議案第54号 本宮市指定文化財の指定について、説明をお願いします。

◇書記 〔議案第54号を朗読〕

◇生涯学習部長 それでは、内容について説明をさせていただきます。

2ページをご覧くださいと思います。

さきに教育長より諮問のあった案件につきまして、文化財調査委員会で審議した結果を受けております。その答申内容につきまして説明申し上げます。

申請のあった物件、名称及び所在地でございますが、歴史資料原瀬家文書は本宮市和田字牛ヶ平272-3、本宮市歴史文化収蔵館でございます。申請者氏名につきましては、教育長、大内順一となっております。指定の適否でございますが、適するとなっております。

なお、指定についての意見でございますが、原瀬家文書は江戸時代中期から本宮南町の名主、本陣、問屋役、宿役人を務め、明治時代以降は商業や町政で活躍した原瀬家に関する資料でございます。宿場町だった本宮の歴史を伝える資料であり、特に、江戸幕府へ献上するため輸送される鷹の専用部屋である御鷹部屋に関する資料は、例が少なく貴重である。そのため、原瀬家文書は本市だけではなく県内でも有数の歴史資料であると、当委員会は判断する。

なおといたしまして、指定文化財への指定後は、資料を公開する方法を検討することという意見も付されてございます。

なお、資料につきましては、3ページをご覧くださいと思います。

以上でございます。

◇教育長 それでは、議案第54号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第54号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第54号は承認することに決します。



◎議案第55号 本宮市指定文化財指定解除について

◇教育長 次に、議案第55号 本宮市指定文化財指定解除について、説明をお願いします。

◇書記 [議案第55号を朗読]

◇生涯学習部長 それでは、指定解除の答申内容につきまして、詳細を説明させていただきます。

2ページをご覧くださいと思います。

こちらも教育長より文化財調査委員会に諮問した結果を答申を受けておりますので、内容を説明いたします。

まず、指定解除の物件の区分でございます。天然記念物でございます。名称は田中の肥上桜、所在地につきましては、本宮市仁井田字田中38です。所有者氏名、住所につきましては、本宮市仁井田字上野台11、上野台財産管理委員会委員長、渡辺尚です。指定解除の認否ですが、指定解除でございます。

なお、指定解除についての意見でございます。田中の肥上桜については、令和5年度の樹勢診断で、樹勢の回復が見込めず、倒木の危険性が指摘されている。そのため、令和6年5月に伐採が実施され、現在は切り株が残るだけとなっていることから、当該文化財は滅失したと当委員会は判断する。今回、所有者より滅失届が提出されたことから、本宮市指定文化財の指定を解除すべきと判断する。

なおおいたしまして、本文化財の指定解除後も、文化財があったことを示す看板等の設置について検討することとの意見が付されております。

なお、資料、伐採前と伐採後の写真を掲載しておりますので、参考にご覧いただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

◇教育長 それでは、議案第55号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第55号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第55号は承認することに決します。



◎報告第55号 小学校教師用指導書等の購入契約について（追認）

◇教育長 次に、報告事項になります。

報告第55号 小学校教師用指導書等の購入契約について、説明をお願いします。

◇教育部次長 それでは、報告第55号の資料につきましてご覧をいただきたいと思います。

報告第55号 小学校教師用指導書等の購入契約についてでございます。小学校の教科書改訂に伴いまして、令和2年4月及び令和6年4月に購入しました教師用指導書及び教科書につきまして、本宮市議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定される予定価格2千万円以上の動産の買入れに該当しておりましたが、議会の議決を経ないままで購入していたことが判明しましたので、ご報告させていただきますとともに、おわびを申し上げたいと思います。

本件につきましては、来月開会の12月本宮市議会定例会において、財産取得を求める追認議案として提出をさせていただき、お認めいただくようお願いするものでございます。資料に記載されておりますが、令和2年度購入分と令和6年度購入分の2件がございます。教師用指導書等につきましては、4年ごとの教科書改訂に合わせて購入しておりますが、予定価格が2千万円を超えておりましたのが、令和2年度からの購入分となっております。こちらは、認識不足によりまして、消耗品でありまして財産取得として議会の議決を要するという認識が欠如をしていたことによりまして、このような事態になったものでございます。

なお、過去の状況を調査いたしました。今回の2件以外はございませんでした。以後、このようなことが起きないように、契約、事務手続の再確認、さらには、再発防止ということで努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

説明は以上であります。

◇教育長 それでは、報告第55号に対する質疑を行います。

◇3番委員 これは随意契約ということ自体は問題はなかったんですか。

◇教育部次長 こちら随意契約ということで、問題ございません。教科書につきましては、本宮市ですとつるやが教科書の指定の販売店になっておりまして、こちらについては、全国といたしますか、単価が統一しておりますので、随意契約で行ってございます。

◇教育長 では、質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

◎報告第56号 令和6年度本宮市「夢の教室」の日程について

◇教育長 次に、報告第56号 令和6年度本宮市「夢の教室」の日程について、説明をお願いします。

◇教育部次長 報告第56号の資料につきましてご覧をいただきたいと思ひます。

令和6年度、2024年度日程ということで、今年度の日本サッカー協会の夢先生につきましてご報告申し上げます。

令和6年度につきましては、第1回目、9月20日から開始されまして、12回の予定がありまして、1月16日に、本宮まゆみ小学校での日程で予定をしております。現在、11月15日金曜日、先週まで和田小学校で実施しておりますが、状況の経過報告と今後の予定の報告となっております。

1月15日からの来年度については、まだ未定という状況になってございます。子どもたちにユメセンということで貴重な体験だと思ひますので、しっかり準備をして対応していきたいと思ひて

おります。

説明は以上です。

◇教育長 それでは、報告第56号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇

◎報告第57号 令和6年度本宮市「スキー教室」の日程について

◇教育長 次に、報告第57号 令和6年度本宮市「スキー教室」の日程について、説明をお願いします。

◇教育部次長 それでは、報告第57号、スキー教室の日程の資料をご覧いただきたいと思います。

こちら実施要項の抜粋になりますが、令和6年度のスキー教室ということで、今年度も小学校3年生から6年生を対象にしまして、来年の1月15日のまゆみ小学校から2月25日までの本宮小学校の日程で、あたらすスキー場におきまして開催を予定してございますので、日程が決まりましたので報告をさせていただきますものでございます。

説明は以上です。

◇教育長 それでは、報告第57号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇

◎報告第58号 第36回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会の結果について

◇教育長 次に、報告第58号 第36回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会の結果について、説明をお願いします。

◇生涯学習部次長 説明に入ります前に、資料の説明をさせていただきます。資料2ページから4ページにかけて、黄色に着色されたタイム、記録がありますが、これについては、第13中継所を一斉繰上げでスタートした選手のタイムの集計が誤っていたため、当初発表からの記録の訂正があったものであります。

なお、この記録の訂正による順位の変更はありませんでした。

それでは、説明をさせていただきます。第36回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会、通称ふくしま駅伝が17日曜日に開催されましたので、本宮市チームの成績について報告いたします。本宮市チームの記録は5時間24分14秒で、総合10位、市の部8位と、総合で昨年の成績を一つ上回り、市の部8位は過去最高の記録となりました。

本市チームは、中高生主体の若いチーム編成でありましたが、昨年出場した選手の多くが今年も出場され、序盤から安定した走りで1本のたすきをつなぎ、すばらしいレース展開を見せていただきました。

その結果、橋本監督が大会前に目標に掲げた総合9位以内という目標を達成できなかったものの、過去最高に並ぶ総合順位を達成していただきました。教育委員の皆様には、大会の当日の中継所並びに沿道からの応援や、解団式へのご出席を賜り、深く感謝申し上げ報告とさせていただきます。

◇教育長 それでは、報告第58号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇

◎その他

◇教育長 次に、その他、事務局から報告等があればお願いいたします。

[発言する人なし]

◇

◎次回開催日程について

◇教育長 なければ、次回の教育委員会の日時を決めたいと思います。

[次回開催日程について協議]

◇教育長 それでは、次回教育委員会は12月18日水曜日、午後1時30分開会といたします。

◇

◎閉会の宣告

◇教育長 これをもちまして11月の教育委員会定例会を閉会いたします。

【午後3時53分開会】